

総統企第 108 号
平成 13 年 5 月 11 日

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 273 号

家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 及び統計報告調整法施行令（昭和 27 年政令第 396 号）第 1 条の 2 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、家計調査（指定統計第 56 号を作成するための調査）について、我が国の経済の動向を把握する上で個人消費の動向を把握することの重要性が増大していることを踏まえ、国民生活における家計収支の実態をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図る観点から、別途統計報告の徴集として実施している単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合し、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

また、総務省は、家計調査を補完し、個人消費の動向を一層的確に把握するため、高額商品・サービス及び I T（情報技術）関連の消費の動向を把握する特定消費統計調査（仮称）を統計報告の徴集として実施することを計画している。

今回の計画については、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、検討する必要がある。